

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	市営住宅管理事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、市営住宅管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

市営住宅管理事務では、退去者滞納家賃収納事務を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制の確認をすることに留意し、契約書に個人情報取扱特記事項として明記している

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和6年9月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅管理事務
②事務の概要	<p>・公営住宅法に基づき公営住宅を建設、買取り又は借上げし、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。また、住宅地区改良法に基づく改良住宅を建設し、住宅困窮者に対して賃貸している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。</p> <p>①入居時の入居資格確認(所得要件・在住要件等) ②入居時の家賃決定・敷金決定 ③入居後の収入報告書の申請・各種所得情報の照会 ④住民票住居地と公営住宅住所とのマッチングを行い、公営住宅への不正入居者を検出 ⑤出産・死亡等による世帯情報の変更を確認、家賃滞納している世帯の所得情報を正確に把握することで督促や納付相談に活用 ⑥情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会に対応するため、個人番号対応符号の取得</p>
③システムの名称	市営住宅管理システム、新窓口対応システム(庁内連携システム)、個人・法人管理システム(宛名システム)、番号連携システム、中間サーバーシステム、住民基本台帳ネットワークシステム(コミュニケーションサーバ)システム
2. 特定個人情報ファイル名	
入居者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 徳島市営住宅条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表 [別表における情報照会の根拠] 27、52
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市建設部住宅課
②所属長の役職名	住宅課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市都市建設部住宅課管理係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5286
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島市都市建設部住宅課管理係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5286

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月11日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	住宅課長 山尾 士朗	住宅課長	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日交付)の様式改正に伴う記載内容の変更
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和1年6月26日	IVリスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更による
令和2年9月16日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	担当部署名の変更	都市整備部 住宅課	都市建設部 住宅課	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	I-5 ②情報ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条7項 別表第2の27の項 徳島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	番号法第19条第8号 別表第2の27の項	事後	その他の項の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年9月9日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和4年9月9日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和5年9月6日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和5年9月6日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年9月16日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年9月16日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年9月16日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年9月16日	I 関連情報 3個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一省令第18条及び第26条 別表第一の19の項及び35の項 徳島市営住宅条例	番号法第9条第1項 徳島市営住宅条例	事後	その他の項の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和6年9月16日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1.番号法第19条第8号 別表第二 [別表第二における情報照会の根拠] 31、54 2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [情報照会の根拠] 第22条、第28条	番号法第19条第8号 別表 [別表における情報照会の根拠] 27、52	事後	その他の項の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。